

地方大学・地域産業創生交付金等の活用について

1 国の交付金の概要

国は、計画の認定を受けた地方公共団体に対し、次の交付金を交付

①地方大学・地域産業創生交付金 H30 予算額 20 億円

- ・基盤構築分として、計画策定、推進会議運営、大学改革関係等の取組を支援
- ・補助率：1/2（計画策定経費、コーディネーター人件費等）
 - 2/3（魅力ある大学組織改革につながる海外・国内からのトップレベルの人材招聘）
 - 3/4（先導的研究基盤の活用に向けた環境整備等）

②地方創生推進交付金活用分 H30 予算額 50 億円

- ・プロジェクト実施分として、産学官連携による地方の自主的・主体的な中核的産業振興・専門人材育成等の取組を支援
- ・補助率：1/2（産学官連携事業）
 - 2/3（大学組織改革による質の高い教育の提供、リスクの高い先端研究等）
 - 3/4（先導的研究基盤・技術を活用した最先端研究等）

⇒認定件数：10 件程度 1 件、1 年間あたり 7 億円（①+②）を目安 支援期間：原則 5 年間

[地方負担分に対する地方財政措置（予定）]

- ・特別交付税による措置
- ・施設整備等事業は、一般補助施設整備等事業債の対象予定（充当率 90%、交付税措置率 30%）

2 本県における交付金の活用（予定）

[活用事業] “IoP (Internet of Plants)” が導く「Next 次世代型施設園芸農業」への進化

[計画期間] 平成 30 年度～平成 39 年度（うち交付金による国の支援 平成 30 年度～平成 34 年度）

[概算事業費] **10 年間で 73.7 億円**（交付金：29.3 億円、県費：22.1 億円、その他：22.3 億円）

- ・県負担分には上記の地方財政措置が講じられる予定
- ・概算事業費は、国への申請に向け、各大学等と協議段階のものであり、今後の協議により、見直しを行う場合があります。また、交付金の額については、交付率（1/2、2/3、3/4）は事業内容により異なり、その適用は国の判断によるため、変更となる可能性があります。

3 交付金の活用に向けたスケジュール

- [6/1] 「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」の公布、国の基本指針及び公募関係資料等の公表
- [7/23～7/27] 計画認定申請及び実施計画の提出受付期間
- 国の審査期間
 - [8月上旬～下旬] 書面評価、[8月下旬～9月上旬] 現地評価、[9/18～9/21] 面接評価
- 9 月県議会に平成 30 年度補正予算案を提出予定
- [10 月上中旬] 国の内示
- [10 月中旬] 計画変更（条件付採択の場合）及び交付金の交付申請
- [10 月中下旬] 計画認定及び交付決定

<参考：全体事業費>

	事業費総額 (大学・事業者等の 拠出分含む)	交付対象 事業費	うち施設整備 等経費	交付申請額	うち施設整備 等経費分
平成30年度	679,023	679,023	113,604	499,239	80,371
平成31年度	859,777	859,777	163,468	614,686	117,999
平成32年度	1,046,519	1,046,519	535,803	643,431	281,582
平成33年度	833,815	833,815	91,514	604,220	68,635
平成34年度	781,925	781,925	34,614	564,553	25,960
支援期間合計	4,201,059	4,201,059	939,003	2,926,129	574,547
平成35年度	627,652	/			
平成36年度	622,558				
平成37年度	688,825				
平成38年度	607,357				
平成39年度	614,554				
計画期間合計	7,362,005				

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律

我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地域における若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図るため、内閣総理大臣による基本指針の策定及び地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度並びに当該事業に充てるための交付金制度の創設等の措置を講ずる。

(1) 地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度（キラリと光る地方大学づくり）

○ 地方公共団体は、内閣総理大臣が定める基本指針に基づき、地域の中核的産業の振興や専門人材育成等に関する計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請。



○ 地方公共団体は、計画の案の作成等について協議するため、大学及び事業者等と地域における大学振興・若者雇用創出推進会議を組織。

○ 国は、計画の認定を受けた地方公共団体に対し、交付金(※)を交付。

(※)内閣府交付金分70億円(文部科学省予算等を含む地方大学・地域産業創生事業100億円の内数)【平成30年度予算】

(3) 地域における若者の雇用機会の創出等

○ 国は地方公共団体と連携して地域における若者の雇用機会の創出等の必要な施策を講ずるよう努める。

【主な施策】

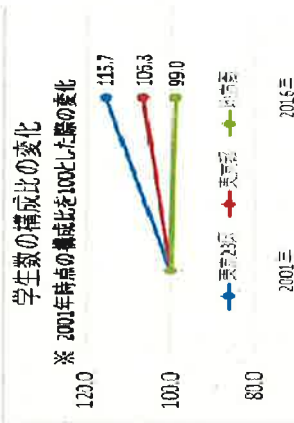
- ①地元中小企業等でのインターンシップ、②プロフェッショナル人材、③奨学金返還支援制度

目標

東京一極集中是正に向けた他の施策と合わせ、2020年時点で地方・東京圏の転出入均衡を目指す。
(参考：2016年の東京圏への転入超過数は約12万人)

(2) 特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制

○ 大学等の設置者又は大学等を設置しようとする者は、特定地域内(※)の大学等の学部等の学生の収容定員を増加させてはならない(10年間の時限措置)。



(※)学生が既に相当程度集中している地域等として東京23区を政令で規定。

○ 例外事項の具体例

- ・スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置
- ・留学生や社会人の受入れ
- ・夜間・通信教育を行う学部・学科を設置する場合
- ・収容定員増等について、投資・機関決定等を行っている場合
- ・専門職大学等の設置(5年間の経過措置)

地方大学・地域産業創生事業

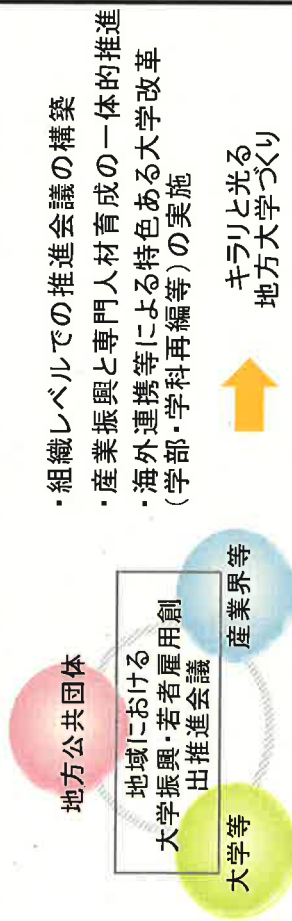
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局・地方創生推進室)

30年度予算額 内閣府及び文部科学省合計 100億円

〔内閣府計上分：75億円（地方大学・地域産業創生交付金20億円、地方創生推進交付金活用分50億円、関連事業5億円）
文部科学省計上分：25億円〕

事業概要・目的

- 地方を担う若者が大幅に減少する中、地域の人材への投資を通じて地域の生産性の向上を目指すことが重要です。
- このため、首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を、新たな交付金により重点的に支援します。
- これにより、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進めます。
- 「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」に基づき、地方大学の振興、東京の大学の定員抑制、若者の雇用創出の措置を講じ、地域における若者の修学・就業の促進を強力に進めます。



資金の流れ（内閣府交付金分）



事業イメージ

【内閣府交付金分（70億円）及び文部科学省計上分】

- 国が策定する地域における大学振興・若者雇用創出に関する基本指針を踏まえ、首長主宰の推進会議（地方公共団体、大学、産業界等で構成）を組織し、地域の産業振興・専門人材育成等の計画を策定。
- 地方公共団体が申請した同計画（概ね10年間）について、国の有識者委員会の評価を踏まえ、基本指針で定める基準（自立性、地域の優位性等）により優れたものを認定し、新たな交付金により支援（原則5年間）。
- 地方公共団体等が設定したKPIを、国の有識者委員会の評価を踏まえ、毎年一度検証し、PDCAサイクルを実践。
- このほか、新たな交付金の対象となる大学においては、文部科学省計上分（国立大学法人運営費交付金及び私立大学等改革総合支援事業のうち25億円分）を内閣府交付金と連動して執行。

【関連事業分】

- 上記の関連として、以下の事業を計上。
 - ・地方と東京圏の大学生対流促進事業（3.3億円）
 - ・地方創生イノベーションシッピング事業（0.6億円）
 - ・サテライトキャンパス調査事業（0.1億円）等

期待される効果

- 地域の産業振興、専門人材育成等の取組の推進により、地域の生産性の向上、若者の定着を促進します。
- 「キラリと光る地方大学づくり」により、学生の地方大学への進学が推進され、東京一極集中の是正に寄与します。